

樂吃購!日本 広告審査基準

令和5年11月24日改訂 平成28年9月15日制定

株式会社ジーリーメディアグループ

当社の各サービス提供にあたり、広告を掲載する場合には、本基準に基づき当社が掲載の可否を審査いたします。なお、本基準に記載されない事項については、インターネット広告推進協議会「インターネット広告掲載に関するガイドライン集」および日本雑誌広告協会「雑誌広告掲載基準」に従うものとします。また当基準については、当社の判断により変更・追加等を行うことがあります。

【1】 広告主の審査基準

広告掲載が可能な広告主は次のとおりとします。

- 1) 当社の競合となりうる以下業種の広告主やサイトについては掲載をお断りすることがあります。
 - ・ 訪日旅行関連の情報提供を主要コンテンツとしているサイト、または旅行系サイト
 - ・ ホテル予約・航空券予約・アクティビティ関連予約系サイト、またそれらに出店している企業
 - ・ マーケティングサービスを提供している企業
 - ・ 上記業種のサイト内にリンクする広告
- 2) 掲載は原則として法人に限らせていただきます。但し以下の法人についてはお断りすることがあります。
 - ・ 厚生省が認可していない化粧品・医薬品等の個人輸入代行業者等
 - ・ ユーザーの利益に反する法人
 - ・ 経営難により広告実現能力の欠如した法人
 - ・ その業を行うにあたって、関連法規のもとに所定の認可または許可等を必要とする業種で、その認可等を得ていない法人
 - ・ 関連法規に違反する営業行為・行政の指導に反する営業行為を行っている法人
 - ・ 利殖目的の投資・投機の斡旋や勧誘、男女交際等を目的とした会員募集、伝言ダイヤル、代理店やフランチャイズの斡旋や勧誘、オンラインカジノ、探偵事務所、興信所、刺青メイク、盗聴器類、風俗関連、スポーツ・ゴルフ・レジャー施設等の会員募集、先物取引等を行っている法人
 - ・ その他当社が不適当と判断する法人

【2】 広告掲載における審査基準

次のような広告は、掲載をお断りすることがあります。

- 1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する広告、または侵害するおそれのある広告
- 2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する広告、または侵害するおそれのある広告
- 3) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する広告
- 4) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある広告
- 5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、文書等を送信または表示する広告
- 6) 連鎖販売取引（ネットワークビジネス、マルチ商法等）、無限連鎖講（ネズミ講）及びこれに類する広告、またはそれらを勧誘する広告
- 7) 特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」）に基づく表記、プライバシーポリシー、会社概要の欠如など、責任の所在が不明な広告、販売経路が不明確な広告
- 8) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する広告および公職選挙法に抵触する広告
- 9) 布教及び宗教の勧誘を目的とする行為
- 10) 広告の目的・内容が不明確な広告

1 1) 法律、命令、条例等の法令及び本規約に違反し、または違反するおそれのある広告

1 2) 上記各号のほか、公序良俗に違反（売春、暴力、残虐等）する広告、弊社のサービスの運営を妨害する広告、弊社の信用を毀損し、もしくは弊社の財産を侵害する広告、または他者もしくは弊社に不利益を与える一切の広告

1 3) その他当社が不適当と判断する広告

【3】 広告内容および表現の審査基準

広告の掲載にあたっては、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」）、化粧品の表示に関する公正競争規約、特定商取引法、健康増進法等の法令および、以下の審査基準に基づき、内容や表現を審査いたします。

原則として次の条件を満たすものに限りします。

- ・ 誇大・虚偽の表現をしていないこと
- ・ 法律、命令、条例等の法令に反した製品や役務でないこと、および反した表現をしていないこと
- ・ 効能効果、性能、安全性について事実と反する認識を得させるおそれのないこと
- ・ 商品や役務の過量消費または乱用助長を促すおそれのないこと
- ・ 他社の製品や役務を誹謗するような広告でないこと
- ・ 不快感、不安感を与えるおそれのないこと
- ・ 著しく品位を損なったり、信用を傷つけたりするおそれのないこと

補足

1) 医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器の広告について

・ 医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器の広告については、厚生労働省の承認を得た範囲内での効能効果の表現に限りします。承認を要しない化粧品の効能効果についての表現は、昭和 55 年 10 月 9 日薬発第 1341 号都道府県知事あて、薬務局長通知「医薬部外品及び化粧品の効能効果の範囲の改正について」を始め、その他厚生労働省が発する通知に定める範囲をこえないものとします。承認を要しない医薬品及び医療機器についての効能効果等の表現は、医学薬学上認められている範囲をこえないものとします。また、幹細胞やプラセンタの広告は、台湾香港で禁止されており広告できません。

2) 医療機器類似品の広告について

- ・ 運動補助用具あるいは健康機器は、医療機器に該当しないことを確認したうえで、その表現も医療機器の定義に抵触しないようにします。
- ・ 学問的、医学的根拠がないと当社が判断するものは掲載できません。

3) 病院等医療に関する広告について

病院・医院、診療所などは医療法に定められた事項以外は広告できません。医師の書籍やビデオ等の形式を取ったものでも、医療法に抵触するおそれのある表現や、病院の営業広告と認識される表現は掲載できません。

4) エステティックサロン等に関する広告について

痩身効果や脱毛行為及び取引条件に関する表示について、景品表示法に違反するおそれのある表現をしたものは掲載できません。

5) 健康食品の広告について

健康食品、自然食品等の広告については、その食品に医薬品の成分を使用しているとみなされるものや、効能・効果、形状及び用法・用量について医薬品的な表現をしたものは掲載できません。薬事法、健康増進法等の法令に反しない表現に限りします。また、プラセンタの広告は、台湾香港で禁止されており広告できません。

6) 雑貨・雑品の広告について

医療機器的な効能効果の表現のないものに限りします。その他不当表示にあたるものでないもの、薬事法や景品表示法上の問題のないもの、公正取引委員会の指導に反しないものに限りします。

7) 脱毛商品の広告

脱毛商品等については、「永久脱毛」の表示、あるいはそれをほのめかすような表現は掲載できません。

8) 比較広告について

景品表示法上の規制に従い、公正かつ客観的な比較広告に限ります。また、他社など実名での比較を許可なく行うことはできません。

9) モニター募集広告について

- ・当社の許可なく広告上でモニターを募集することはできません。
- ・募集の内容、費用の有無、期間、人数、選定方法を明記したものに限りします。
- ・顧客情報は掲載された目的の他に使用することはできません。
- ・無理な勧誘をすることは禁じます。
- ・当社の許可なく応募の宛先を当社宛としたり、当社が募集しているかのような表現をすることはできません。
- ・当社の許可なく当社とのタイアップ広告と誤認されるおそれのある表現をすることはできません。

10) その他

その他当社の判断により掲載をお断りする場合があります。

【4】タイアップ広告

当社媒体におけるタイアップ広告については、当社がその企画、制作、内容調整、スケジュール調整、制作費調整等を管理するものとします。また、当社の判断により掲載をお断りする場合があります。

1) タイアップページの二次使用

タイアップ広告の二次使用（抜き刷り等）やその内容を使用した販促物（ノベルティ等）等については、無断での使用はお断りします。実施使用内容・目的等に応じて当社より使用許諾・条件等を提示しますので、あらかじめ当社にご相談ください。

2) 当社著作物・商標等の使用

サイトロゴやクチコミ、ランキング情報等をタイアップページ内に使用する場合は、下記の規定（条件）を満たすときに限り可能となります。

- ・当社が、その制作・編集に関与していること。
- ・クチコミの掲載にあたり、ユーザーの許諾がとれていること。（許諾については、当社がユーザーとのやり取りにより行うものとします。）
- ・会員あるいはユーザーの個人情報、個人のプライバシーを遵守すること。
- ・広告主及び掲載商品が当社媒体の運営方針に適していること。

以上__